

防衛省の職員の給与等に関する法律施行令の一部を改正する政令案新旧対照条文
 ○防衛省の職員の給与等に関する法律施行令（昭和二十七年政令第三百六十八号）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（給与年額相当額）</p> <p>第二十四条 法第二十七条の四第一項に規定する政令で定めるところにより計算した額は、若年定年退職者が退職した日の属する年の翌年（以下「退職の翌年」という。）まで自衛官として在職していたと仮定した場合においてその年に受けるべき次に掲げる額を合算した額とする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 退職の翌年の六月一日及び十二月一日においてそれぞれ第一号及び第三号に規定するところによりその者が受けるべきものとされる俸給及び営外手当の月額合計額（その者が退職の日の前日において第十二条の七において準用する第十二条の六第一項第四号又は第五号に規定する職員に該当するときは、第一号及び第三号の規定するところによりその者が受けるべきものとされる俸給及び営外手当の月額合計額に第十二条の七において準用する第十二条の六第二項に規定するところによるその者に係る割合を乗じて得た額を加算した額）に六月一日に係るものにあつては百分の七十五を、十二月一日に係るものにあつては百分の八十五をそれぞれ乗じて勤勉手当に相当するものとして得た額の合計額</p>	<p>（給与年額相当額）</p> <p>第二十四条 法第二十七条の四第一項に規定する政令で定めるところにより計算した額は、若年定年退職者が退職した日の属する年の翌年（以下「退職の翌年」という。）まで自衛官として在職していたと仮定した場合においてその年に受けるべき次に掲げる額を合算した額とする。</p> <p>一～四 （略）</p> <p>五 退職の翌年の六月一日及び十二月一日においてそれぞれ第一号及び第三号に規定するところによりその者が受けるべきものとされる俸給及び営外手当の月額合計額（その者が退職の日の前日において第十二条の七において準用する第十二条の六第一項第四号又は第五号に規定する職員に該当するときは、第一号及び第三号の規定するところによりその者が受けるべきものとされる俸給及び営外手当の月額合計額に第十二条の七において準用する第十二条の六第二項に規定するところによるその者に係る割合を乗じて得た額を加算した額）に六月一日に係るものにあつては百分の六十七・五を、十二月一日に係るものにあつては百分の八十二・五をそれぞれ乗じて勤勉手当に相当するものとして得た額の合計額</p>

別表第四（第八条の三関係）

一種				種別					
		研究職 俸給表		教育職 俸給表 (一)		行政職 俸給表 (一)		俸給表	
一等陸		六級		五級		八級		職務の 級又は 階級	
(略)		(略)		一四二、六〇〇円		一一六、八〇〇円		再任用職員 以外の職員	
(略)		一三九、六〇〇円		(略)		(略)		再任用職員	
(略)		(略)		一三四、〇〇〇円		(略)			

別表第四（第八条の三関係）

一種				種別					
		研究職 俸給表		教育職 俸給表 (一)		行政職 俸給表 (一)		俸給表	
一等陸		六級		五級		八級		職務の 級又は 階級	
(略)		(略)		一四二、三〇〇円		一一六、五〇〇円		再任用職員 以外の職員	
(略)		一三九、三〇〇円		(略)		(略)		再任用職員	
(略)		(略)		一三四、〇〇〇円		(略)			

	自衛官 俸給表										
	佐(二)	一等空	佐(二)	一等海	佐(二)	一等陸	佐(一)	一等空	佐(一)	一等海	佐(一)
	五、一、六〇〇円										
	(略)					五、四、四〇〇円					
	(略)					(略)					

	自衛官 俸給表										
	佐(二)	一等空	佐(二)	一等海	佐(二)	一等陸	佐(一)	一等空	佐(一)	一等海	佐(一)
	五、一、五〇〇円										
	(略)					五、四、三〇〇円					
	(略)					(略)					